

宮古市の災害廃を受け入れ

東京都 岩手県と基本協定結ぶ

東京都は9月28日、岩手県、外郭団体の財

東京都環境整備公社の3者で30日に「災害廃棄物の処理基本協定」を結ぶと発表した。先行事業として宮古市から建設混合廃棄物、廃機械・機器類の1000トンを鉄道貨物で輸送

都内の産業廃棄物処分業者に処理を委託する。可燃物は都の指定した集塵設備を持つ都内の産業廃棄物の焼却施設で、不燃物や焼却灰などは都の埋立処分場で処分する。都は10月7日まで処分業者を公募、19

日に決定する。本格事業に向けて、3-5社程度に委託する予定だ。基本協定の期間は2014年3月31日まで。災害廃棄物の処理経費は岩手県が負担、最終的には国の補助で賄われる。

県と公社が災害廃棄物の処理委託契約、公社と処分業者との間で再委託契約を結ぶ。先行事業の搬出期間は11月まで。12月から来年3月にかけて、本格的な事業分として1万ト

が都内に搬入される。岩手県が事前に実施した災害廃棄物の放射性物質濃度(セシウム134、137の合計)は1キログラム当たり68・6

ベクレル、県内の宮古清掃センターで測定した焼却

ち、20に鉄道コンテナが荷降ろしできる▽都の第三者評価制度(エキスパートまたはプロフェッショナル)を取得▽一般廃棄物処理施設の許可を持つまたは特例の届出を提出済み、などの要件を求めている。